

# 日本ボツリヌス治療学会《会則》

## 第1章 総則

第1条: 本会は日本ボツリヌス治療学会 (Japanese Society of Botulinum Toxin Therapy)と称する。

## 第2章 目的および事業

第2条: 本会は、ボツリヌス療法およびその対象病態に関する会員の基礎知識および臨床能力の向上を図るとともに、関連する臨床研究を推進し、社会に対して良質な医療および知識を提供することを目的とする非営利団体である。

第3条: 本会は前条の目的達成のために以下の事業を行う。

1. 総会の開催、2. 学術大会の開催、3. 教育研修会の開催、4. その他の講演会・講習会等の開催、5. 刊行物の出版、6. 国際的な諸学会との協力活動、7. 国内諸学会との協力活動、8. 市民公開講座の開催、9. その他本会の目的を達成するために必要な活動。

## 第3章 会員 [入会手続きおよび年会費に関する細則]

第4条: 会員の資格を以下のように定める。入会手続きに関しては別途定める。

第1項 (正会員): 本会の正会員は、本会の活動目的に賛同する医師とし、所定の入会手続きを経たものとする。

第2項 (準会員): 本会の準会員は、本会の活動目的に賛同する、医師を除く医療従事者とし、所定の入会手続きを経たものとする。

第3項 (賛助会員): 本会の賛助会員は、本会の活動目的に賛同する、医療従事者以外の個人または団体とし、所定の入会手続きを経たものとする。

第4項（学生会員）：本会の学生会員は、本会の活動目的に賛同する、医学部または医療系学部学生とし、所定の入会手続を経たものとする。

第5条：会員は別途定められた年会費を本会に支払う。

#### 第4章 役員

第6条：本会の活動を円滑に行うため、理事、代議員、監事、顧問をおく。

第7条：理事の構成は、代表理事(President)、庶務理事(Secretary)、財務理事(Treasurer)のほか若干名とする。理事の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、総会を会期内に含む学術大会の末日までに70歳に達する理事は、定年を迎えたものとして当該年度の学術大会終了をもって退任する。理事については、本会役員選出細則に基づき、代議員から選出する[役員選出細則1]。

第8条：代議員は理事の運營業務に対して意見を述べ、決議事項の承認を行う。代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。2年毎に改選する。なお、定時総会を会期内に含む学術大会の末日までに70歳に達する代議員は、定年を迎えたものとして当該年度の学術大会終了をもって退任する。代議員については、本会役員選出細則に基づき、正会員の選挙により正会員から選出する[役員選出細則2]。

第9条：本会に監事2名をおく。監事は理事会において正会員の中から選出され、総会の承認を経て決定される。監事の任期は2年とし、再任を妨げない。監事は本会の会計を監査し、これを総会に報告する[会計年度に関する細則]。

第10条：本会に若干名の顧問をおく。顧問は理事会において原則として正会員の中から選出され、総会の承認を経て決定される。

第11条：代表理事は、理事会および総会を招集し、本会の活動に必要な審議、決定を行う。

第12条: 本会学術大会の開催・運営にあたり、大会長1名をおく。大会長は理事会において原則として代議員の中から選出され、総会の承認を経て決定される[役員選出細則3]。

## 第5章 理事会

第13条: 理事会は理事により構成される。監事および顧問は、代表理事の要請により理事会に参加して意見を述べることができる。理事会における決定事項は、代議員会および総会において正会員に報告される。または、代議員会出席者もしくは委任状を提出した代議員の過半数の賛成をもって承認され、総会において正会員に報告される。

第14条: 理事会は、代表理事が必要と認めた場合、あるいは理事の2分の1以上の要請があつた場合、代表理事がこれを招集する。理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

第15条: 理事のうち数名を執行役員とする。執行役員は代表理事、庶務理事、財務理事、次期学術大会長から構成され、さらに代表理事の要請により若干名を追加できる。執行役員は学会の運営等について迅速に意思決定を行うが、決定事項については理事会の了承を得る。

## 第6章 代議員会

第16条: 代議員会は代議員により構成される。監事および顧問は、代表理事の要請により代議員会に参加して意見を述べるができる。代議員会における決定事項は、総会において正会員に報告される。または、総会に出席した正会員もしくは委任状を提出した正会員の過半数の賛成をもって承認される。

第17条: 代議員会は、代表理事が必要と認めた場合、あるいは代議員の2分の1以上の要請があつた場合、代表理事がこれを招集する。代議員会の議長は代表理事がこれにあたる。

## 第7章 総会

第18条: 総会は正会員により構成される。監事および顧問は、代表理事の要請により総会に参加して意見を述べることができる。

第19条: 総会は原則として年1回とし、代表理事がこれを招集する。定期総会の議長は代表理事がこれにあたる。臨時総会は代表理事が必要と認めた場合、あるいは全正会員数の3分の1以上、または代議員の2分の1以上の要請があつた場合、代表理事がこれを招集する。

## 第8章 学術大会

第20条: 本会は年1回学術大会を開催する。学術大会の準備・開催（募金・経理を含む）は、理事会の責任において行う。

第21条: 学術大会のプログラムは、大会長が理事会と協議して決定する。

第22条: 代議員は学術大会の準備・開催の補佐を行う。

## 第9章 教育活動

第23条: 本会は教育研修会を随時開催する。教育研修会の準備・開催（募金・経理を含む）は、理事会の責任において行う。

第24条: 教育研修会のプログラムは、理事会で選任された責任者が理事会と協議して決定する。

第25条: 代議員は教育研修会の準備・開催の補佐を行う。

第26条: 本会は第22条に定める教育研修会のほか、ボツリヌス療法の適正な実施に益する講演会・講習会等を、理事会の責任において行うことができる。

## 第10章 各種委員会

第27条: 本会の円滑な運営のために、第27条から第32条に定める委員会のほか、各種委員会を設置することができる。

第28条: あり方委員会は、本会の今後のあり方について検討を進め、その運営に相応しい会則に改定する。改定案は理事会に諮問され、代議員会および総会の承認により決定される。

第29条: 教育委員会は、本会主催の教育活動だけでなく、各地域で行われるボツリヌス療法関係の教育的な活動を積極的に支援する。

第30条: 広報委員会は、本会のホームページ管理とともに、ボツリヌス療法を適正に実施するための広報活動にあたる。

第31条: 財務委員会は、資金管理などを学会運営管理業者および税理士の監督のもとで行う。

第32条: 編集委員会は、学会誌の編集・発行に関する業務を行う。

第33条: 診療向上委員会は、適正な診療および診療報酬に関する業務を行う。

第34条: 各種委員会の委員長は、代表理事の要請により理事会、総会に参加して意見を述べることができる。

## 第11章 学会誌

第35条: 本会は正会員への情報提供を目的として学会誌を発行する。学会誌の内容は編集委員会で検討し執筆者に依頼する。

### 会則に記載されている細則

#### <入会手続きおよび年会費に関する細則>

入会に際しては入会申込書および必要に応じて身分を証明する書類を提出する。代表理事の審査を経て入会が承認された場合には以下の年会費を支払う。

正会員（医師・歯科医師）	10,000円
準会員（医師以外の医療従事者）	5,000円
賛助会員（医療従事者以外の団体または個人）	
団体（原則として医歯薬関連企業）	100,000円
個人（原則として医歯薬関連企業社員）	10,000円
学生会員（医学部・医療系学部学生）	無料
施設会員	20,000円

#### <役員選出細則>

- 1) 代表理事、庶務理事、財務理事は理事会でこれを選出する。
- 2) 代議員の構成員数は正会員数のおおむね2割（当初4年はこれに拘束されない）とする。
- 3) 大会長の選出は理事会がこれを行う。

#### <会計年度に関する細則>

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 附則

- 1) 学会発足時の理事は学会準備委員会の委員とする。
- 2) 学会発足時の代議員は理事会がこれを選出する。
- 3) 今後の理事および代議員の構成が特定の診療科に偏らないよう、理事会で合議の上、配慮する。
- 4) 学会誌は当面の間ホームページ上のon-line誌とする。
- 5) 本会則は、今後、理事会で決定する方法に従って整備を行うが、平成28年3月31日までは試行期間として、暫定的に理事会の主導により本会を運営し、可及的速やかに会則の施行を目指す。

2016年10月26日作成

2017年12月25日改定

2019年10月 1日改定